

第 6 回

水上村農業委員会総会

議 事 錄

令和 7 年 (2025 年) 6 月 9 日
水上村農業委員会

第6回水上村農業委員会総会議事録

1. 令和7(2025年)6月9日第6回農業委員会総会のため、農業委員及び推進委員を水上村役場会議室に召集する。

1. 出席委員は次のとおりである。(11名)

席番号	氏名	席番号	氏名
1	藤田円香	7	山本広樹
2	松田一洋	8	愛甲純一
3	藤原珠美	9	椎葉仁吏
4	内田真治	10	川内ひと実
5	尾前重徳	12	川原隆治
6	那須利八		

1. 欠席委員は次のとおりである。(1名)

席番号	氏名
11	五家一久

1. 関係者の出席を求めたもの。

産業振興課長兼務農業委員会事務局長 田代 浩幸

1. 本会議の書記は次のとおりである。

農業委員会事務局 打越 理瑛

1. 会議議案は次のとおりである。

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第23号 農地利用集積等促進計画の決定について

1. 会議内容は次のとおりである。

日 時：令和7年6月9日

場 所：水上村役場「大会議室」

事務局 ご起立ください。よろしくお願いします。ご着席ください。
それでは会長、ご挨拶と総会の進行をよろしくお願いいたします。

議長 皆さん、こんにちは。

(会長挨拶)

では、ただ今から令和7年第6回農業委員会総会を開会いたします。

五家推進委員より欠席届が出ておりますのでご報告します。

議事録署名委員を指名します。

5番尾前委員、7番山本委員にお願いします。

さっそく議事に入ります。

議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局より説明お願いします。

事務局 それでは、説明いたします。

2ページをご覧ください。

番号の1です。

譲渡人、譲受人は資料をご確認ください。

土地の所在につきましては、湯山字綱尾にある農地1筆とな

ります。

地目は台帳、現況ともに田、面積は 3,267 m²です。

場所につきましては 3 ページの赤枠部分をご覧ください。

北目公民館の北東側に位置します。

また、4 ページには現地写真を載せておりますので併せてご覧ください。

2 ページに戻っていただきまして、

申請理由は、譲渡人の申出による所有権の移転（売買）でございます。

作付（予定）作物は、水稻です。農地を農地として利用するので、特に近隣農地に影響を与えることはないものと考えております。

経営面積及び稼働人員・自作小作の別は表示のとおりです。

以上のとおりでございますが、農地法第 3 条第 2 項及び許可基準に農地等の所有権移転等の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合にはすることができないとされています。

まず、小作地につき小作者以外が取得する場合、

1 号の取得後に効率的に耕作等を行うと認められない場合、
2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合、

3 号の信託の引き受けによる取得

4 号の譲受人を含む世帯員等が農作業に常時従事すると認められない場合、

5 号の農地につき、所有権以外の権限に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合。

6 号の譲受人又は世帯員が権利取得後において、耕作等の内容、農地等の位置及び規模からみて、農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがある場合のいずれに

	も該当しないと思われます。
議長	この件については、尾前委員と五家推進委員が現地調査を行っておりますので、結果について、 尾前委員、報告をお願いします。
尾前委員	6月4日、五家推進委員と事務局、私の3名で、現地調査を行いました。申請地は、事務局からも説明があったとおり、北目公民館の北東側にある農地です。所有権移転後は農地として再度利用されるとのことで、特に支障はないと思われます。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。 ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。
議長	尾前委員に聞きます。現地の状況はどうでしたか？雑草がだいぶ生えているようですが。
尾前委員	現在は休耕地ですが、伐採すると農地として使えるとほどでしたので、問題ないです。
松田委員	水路の状況はどうですか？
尾前委員	何年か前までは山から引いた水を使って水田として使っていましたが・・・、現在も使えるかの確認は必要かと思います。
議長	譲受人からは何と聞いていますか？

事務局	さしあたっては水田として使うつもりだが、状況に応じて畠として使うかもしれないと聞いています。
愛甲委員	航空写真と現地の写真を見比べますと、半分くらいが山林になっているように見えますが、大丈夫ですか？
事務局	何年か前に山が崩れて農地の半分くらいが被害を受けたと聞いていますが、譲受人は、それを承知で農地として買うとのことです。
議長	愛甲委員がおっしゃるとおり航空写真を見ると実際に農地として使えそうなのは2反くらいですか。譲受人はそれを承知の上で購入すると、事務局では把握しているということですね。
他に質問や意見はありませんか？	
(質問、意見なし)	
許可することに賛成の方は挙手願います。	
(全員挙手)	
議案第22号については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。	
では次に、議案第23号農地利用集積等促進計画についてを上程いたします。	
それでは事務局よりお願いします。	

事務局	<p>番号 1 について説明いたします。</p> <p>5 ページ目をご覧ください。</p> <p>借受人、貸付人は資料のとおりです。土地の所在は、岩野字原にある農地 1 筆と川久保にある農地 1 筆、前田にある農地 3 筆の計 5 筆です。</p> <p>地目はすべて、台帳及び現況とともに田で、面積は合計 6,423 m²になります。</p> <p>場所については、6 ページの赤枠部分をご覧ください。</p> <p>高瀬公民館の南西に点在します。</p> <p>5 ページにお戻りください。</p> <p>申請理由は、賃借権の更新で、契約期間は 5 年です。</p> <p>経営面積は表示のとおりです。</p> <p>利用目的は水稻、賃借料は物納で、全部で 19 袋です。</p> <p>次に、番号 2 です。</p> <p>借受人、貸付人は資料のとおりです。土地の所在は、湯山字行井手にある農地 1 筆です。</p> <p>地目は台帳及び現況とともに田で、面積は 1,838 m²です。</p> <p>場所については、7 ページの赤枠部分をご覧ください。</p> <p>北目公民館の南西に位置します。</p> <p>5 ページにお戻りください。</p> <p>申請理由は、使用賃借権の更新で、契約期間は 5 年です。</p> <p>経営面積は表示のとおりです。</p> <p>利用目的は水稻、賃借料は使用賃借なので 0 円です。</p> <p>番号の 3 です。</p> <p>8 ページをご覧ください。</p> <p>借受人、貸付人は資料のとおりです。</p> <p>土地の所在は、岩野字上鶴にある農地 3 筆と西ノ前にある農地 1 筆の計 4 筆です。</p>
-----	--

地目はすべて、台帳及び現況とも田で、面積は合計 4,611 m² です。

場所については、9 ページの赤枠部分をご覧ください。旧岩野小学校の南に点在します。

8 ページにお戻りください。

申請理由は、賃貸借の再設定で、契約期間は 5 年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は金納で、10a あたり 17,000 円です。

次に、番号の 4 です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

土地の所在は、湯山字湯ノ野にある農地 1 筆で、地目は台帳及び現況とも田です。

面積は 1,527 m² となっております。

場所については、10 ページの赤枠部分をご覧ください。高澄公民館の南西に位置します。

8 ページにお戻りください。

申請理由は、賃貸借の新規設定で、契約期間は 5 年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は金納で全部で 10,000 円です。

以上のとおりでありますが、

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件である、

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本方針及び農地中間管理事業規定に適合するものであること。
- ② 賃貸借の設定等を受けた後において次に掲げる要件の全てを備えることとなること。
 - イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に

- 利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- 口. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- ③賃貸借の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えること。
- イ. その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと認められること。
- 口. その者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ④所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸借、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意が得られていること。（共有の場合は二分の一を超える同意）
- ⑤賃借権を設定する農地ごとに、賃借権の設定等又は農作業の委託を受ける者の同意が受けられていること。
- ⑥農地中間管理機構に対する農地中間管理権設定等又は農作業の委託を受ける所在、地番、地目及び面積において、当該土地ごとに下記の要件を備えること。
- イ. 農用地であって、権利の設定又は移転の内容が農地法第5条の規定により許可することができない場合に該当する農地でないこと。
- 口. 農用地区域内の土地であって、農業振興地域の整備に関する法律の規定にある開発行為に該当し、同法により許可をすることができない場合に該当しないこと。

以上の各要件を満たしていると思われます。

議長

ただ今の事務局の説明について、何か異議はありませんか。

(意見、異議なし)

異議がありませんので、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第23番号については、計画のとおり意見決定します

提案した議案は以上のとおりでありますので、第6回農業委員会総会を閉会します。

(14 時 00 分)

この議事録は、書記の記載したものでその正確を証するためにここに証明する。

議長 那須利八

署名委員 尾前重徳

署名委員 山本広樹